

# 輸入植物検疫制度の見直し（第4次）の概要

## 農林水産省消費・安全局植物防疫課

### はじめに

我が国に輸入される植物の種類や輸出相手国の増加に伴い、未発生病害虫の侵入リスクは高まっており、植物検疫での適切な対策が求められている。一方では、病害虫リスクアナリシス（Pest Risk Analysis：以下「PRA」という）等の科学的根拠に基づく検疫措置の実施や検疫対象の病害虫（以下「検疫有害動植物」という。）を明確化することが国際的なルールとなっている。

このような植物検疫をめぐる情勢を踏まえ、農林水産省では検疫有害動植物をリスト化した2011（平成23）年以降、PRAの進展に合わせた植物検疫措置の見直しを行っている。2011年3月（1次改正）には、①検疫有害動植物として724種、非検疫有害動植物（検疫対象から除外されている有害動植物）として194種類の病害虫を指定、② *Phytophthora kernoviae* などの検疫有害植物3種を対象とした輸出国への新たな検疫措置（熱処理・遺伝子診断）を導入するなどの植物防疫法施行規則（以下「施行規則」という）の改正および関係規則の制定を行った。

さらに、2012（平成24）年7月（2次改正）および2014（平成26）年2月（3次改正）には、①検疫有害動植物および非検疫有害動植物の追加、②栽培地検査の対象となる病害虫、植物および地域の見直し、③輸入禁止対象となる植物および地域の見直し、④輸出国における新たな検疫措置（熱処理・精密検定）を新たに規定する等の病害虫のリスクに応じた適切な検疫措置を講じられるよう検討を進めて来ている。

今般、3次改正以降も継続して取り組んできた、病害虫の加害性などの情報分析や、効果的な検疫措置の検討において、2016（平成28）年5月24日付け官報により、第4次改正を公示し、6か月間の周知期間を確保することとして、原則として2016（平成28）年11月24日に施行することとしている。（ただし、例外的に①非検疫有害動植物の追加や検疫措置対象の植物および地域の削除にあっては、公布日即日の施行とし、②栽培地検査要求の追加は輸出国の栽培時期を考慮して1年後の2017

（平成29）年5月24日に施行予定）

本稿では、改正施行規則の施行に向けて4次改正の内容について解説する。

### 〈改正の概要〉

#### I 検疫有害動植物等の見直し

##### 1 検疫有害動植物の指定

検疫有害動植物については、①まん延した場合に有用な植物に損害を与えることが明らかであるもの、②まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていないものに区分して、施行規則別表1に定めている。このうち、②の区分については、いまだPRAが終了していないため、暫定的に検疫有害動植物（以下、「暫定的検疫有害動植物」という。）として、農林水産大臣が指定している（農林水産省告示第542号。以下「指定告示」という。）。検疫有害動植物の指定にあたっては、我が国未発生で、輸入検査において発見頻度の高い病害虫や世界的に重要視されている病害虫について順次PRAを実施し、その結果として、我が国未発生で、国内農林業に新たな被害を及ぼす可能性が無視できないことが確認された病害虫を検疫対象として追加している。4次改正では、13種の病害虫を、新たに検疫有害動

表1-1 検疫有害動植物に追加された有害動植物

種類	学名
節足動物 (4)	<i>Anastrepha grandis</i>
	<i>Bactericera nigricornis</i>
	<i>Bactericera trigonica</i>
	<i>Trioza apicalis</i>
線虫 (3)	<i>Aphelenchoides arachidis</i>
	<i>Ditylenchus africanus</i>
	<i>Meloidogyne enterolobii</i>
真菌および粘菌 (4)	<i>Alternaria dianthicola</i>
	<i>Didymella rabiei</i>
	<i>Seiridium cardinale</i>
	<i>Sirococcus conigenus</i>
細菌 (2)	<i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i>
	<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3

植物に追加することとなった(表1-1参照)。

## 2 検疫対象からの除外

一方、発生調査や文献調査の結果、我が国に広く分布していることが明らかとなり、かつ、我が国農林業に影響を及ぼす可能性のある新たな系統が海外に存在するとの情報もないことが確認された3種の検疫有害動植物については、植物検疫の対象から除外することとした(表1-2参照)。

表1-2 検疫有害動植物から除外された有害動植物

種類	学名
節足動物 (1)	<i>Thrips minutissimus</i>
ウイルス (2)	<i>Narcissus degeneration virus</i>
	<i>Narcissus late season yellows virus</i>

また、PRAが未了のため暫定的検疫有害動植物としていた有害動植物のうち113種の病害虫について、植物検疫の対象から除外することが妥当であると判断したことから、新たに「非検疫有害動植物」に追加することとした(表2参照)。

なお、12種のウイルスについては、国内で発生記録があるが、広く定着しているかについては不確実性があることから、直接栽培圃場等へ持ち込む球根、苗類等のような栽培の用に供する植物は引き続き検疫措置が必要であると判断し、「栽培の用に供する植物に付着するものを除く。」との条件を付して非検疫有害動植物とした。

以上の見直しの結果、検疫有害動植物は合計1,000となった。

表-2 植物検疫の対象から外れた有害動植物

種類	学名など	和名	種類	学名など	和名
節足動物 (59)	<i>Acheta domesticus</i>	イエコオロギ		<i>Eutetrappa sedecimpunctata</i>	シナカミキリ
	<i>Aculops lycopersici</i>	トマトサビダニ		<i>Euwallacea interjectus</i>	アイノキクイムシ
	<i>Aeolothrips fasciatus</i>	シマアザミウマ		<i>Gnathocerus maxillosus</i>	コツノコクスストモドキ
	<i>Aglossa dimidiata</i>	コメノシマメイガ		<i>Haplothrips gowdeyi</i>	アカオビハナクダアザミウマ
	<i>Anatrachyntis rileyi</i>	トウモロコシトガリホソガ		<i>Hellula undalis</i>	ハイマダランメイガ
	<i>Aphis egomae</i>	エゴマアブラムシ		<i>Hemiberlesia cyanophylli</i>	シュロマルカイガラムシ
	<i>Baryrhynchus poweri</i>	ミツギリゾウムシ		<i>Hylesinus nobilis</i>	ヤチダモノオオクイムシ
	<i>Borboroctis euryae</i>	ヒサカキホソガ		<i>Hypera nigrirostris</i>	ツメクサタコゾウムシ
	<i>Brevipalpus russulus</i>	サボテンヒメハダニ		<i>Lepidosaphes euryae</i>	サカキカキカイガラムシ
	<i>Ceuthorrhynchidius albosuturalis</i>	ダイコンサルゾウムシ		<i>Lepidosaphes tokionis</i>	クロトンカキカイガラムシ
	<i>Chilo luteellus</i>	ヨシツトガ		<i>Lepidosaphes tubulorum</i>	クロカキカイガラムシ
	<i>Chilo suppressalis</i>	ニカメイガ		<i>Liriomyza bryoniae</i>	ナスハモグリバエ
	<i>Chrysodeixis eriosoma</i>	イチジクキンウワバ		<i>Lyctus sinensis</i>	ケヤキヒラタキクイムシ
	<i>Clepsis pallidana</i>	アカスジキイロハマキ		<i>Nesidiocoris tenuis</i>	タバコカスミカメ
	<i>Crociodolomia pavonana</i>	ケブカニセノメイガ		<i>Niphades variegatus</i>	クロコブゾウムシ
	<i>Cryptophilus oblitteratus</i>	ヒラナガムクゲキスイ		<i>Paraponyx diminutalis</i>	クロテンシロミズメイガ
	<i>Diaphania indica</i>	ワタヘリクロノメイガ		<i>Pirkimerus japonicus</i>	コガシラコバネナガカメムシ
	<i>Dryocoetes baikalicus</i>	ダイマツアトマルキクイムシ		<i>Pnyxia scabiei</i>	ジャガイモクロバネキノコバエ
	<i>Dryocoetes rugicollis</i>	アトマルキクイムシ		<i>Rhizoglyphus echinopus</i>	ネダニ
	<i>Dryocoetes striatus</i>	トドマツアトマルキクイムシ		<i>Rusostigma tristylis</i>	サカキコナジラミトドキ
<i>Dudua aprobola</i>	オオセンダンヒメハマキ		<i>Selenothrips rubrocinctus</i>	アカオビアザミウマ	
<i>Empoasca vitis</i>			<i>Sitobion ibarae</i>	イバラヒゲナガアブラムシ	
<i>Eumerus strigatus</i>	ハイジマハナアブ		<i>Spoladea recurvalis</i>	シロオビノメイガ	

表-2 つづき

種類	学名など	和名	種類	学名など	和名
	<i>Stenhomalus taiwanus</i>	タイワンメダカカミキリ		<i>Curvularia inaequalis</i>	
	<i>Stenoptilodes taprobanes</i>	トキンソウトリバ		<i>Curvularia lunata</i>	
	<i>Tebenna micalis micalis</i>	ゴボウハマキモドキ		<i>Diaporthe phaseolorum</i> var. <i>sojae</i>	ダイズ黒点病菌
	<i>Tenothrips frici</i>	テノスリップス・フリキ		<i>Didymella bryoniae</i>	ウリ類つる枯病菌
	<i>Tetranychina harti</i>	カタバミハダニ		<i>Drechslera dematioidea</i>	
	<i>Tetranychus piercei</i>	ミヤラナミハダニ		<i>Kuehneola uredinis</i>	
	<i>Tetropium castaneum</i>	トドマツカミキリ		<i>Mycosphaerella dianthi</i>	
	<i>Tetropium gracilicorne</i>	ツヤナシトドマツカミキリ		<i>Myrothecium roridum</i>	
	<i>Thrips coloratus</i>	ビワハナアザミウマ		<i>Phaeoisariopsis griseola</i>	インゲンマメ角斑病菌
	<i>Thrips minutissimus</i>			<i>Phoma wasabiae</i>	
	<i>Tyrophagus similis</i>	ホウレンソウケナガコナダニ		<i>Phytophthora nicotianae</i>	
	<i>Xyleborus pfeili</i>	ファイルキクイムシ		<i>Plasmodiophora brassicae</i>	
	<i>Xylotrechus rufilius</i>	クビアカトラカミキリ		<i>Pleospora betae</i>	テンサイじゃのめ病菌
線虫 (1)	<i>Aphelenchoides fragariae</i>	イチゴセンチュウ		<i>Puccinia tanacetii</i> var. <i>tanacetii</i>	
その他 無脊椎動物 (8)	<i>Austropeplea ollula</i>	ヒメモノアラガイ		<i>Pythium aphanidermatum</i>	
	<i>Gyraulus chinensis</i>	ヒラマキミズマイマイ		<i>Rosellinia necatrix</i>	
	<i>Lehmannia valentiana</i>	チャコウラナメクジ		<i>Septoria apicola</i>	
	<i>Limax flavus</i>	キイロナメクジ		<i>Tilletia horrida</i>	
	<i>Meghimatium bilineatum</i>	ナメクジ		<i>Tranzschelia fusca</i>	
	<i>Paropeas achatinaceum</i>	トクサオカチャウジガイ		<i>Uromyces dianthi</i>	
	<i>Subulina octona</i>	オカクチキレガイ		<i>Uromyces lespezuae-procumbentis</i>	
	<i>Zonitoides nitidus</i>	オオコハクガイ		<i>Ustilago nuda</i>	コムギ・オオムギ裸黒穂病菌
真菌および 粘菌 (34)	<i>Alternaria zinniae</i>		ウイルス (12)	<i>Freesia mosaic virus</i> **	フリージアモザイクウイルス
	<i>Ascochyta fabae</i>	ソラマメ褐斑病菌		<i>Hippeastrum mosaic virus</i> **	アマリリスモザイクウイルス
	<i>Ascochyta pisi</i>	エンドウ褐斑病菌		<i>Iris mild mosaic virus</i> **	アイリス微斑モザイクウイルス
	<i>Botrytis elliptica</i>			<i>Lily symptomless virus</i> **	ユリ潜在ウイルス
	<i>Botrytis gladiolorum</i>			<i>Lily virus X</i> **	
	<i>Botrytis tulipae</i>			<i>Narcissus degeneration virus</i> **	
	<i>Chalara thielavioides</i>			<i>Narcissus late season yellows virus</i> **	
	<i>Coleosporium asterum</i>			<i>Narcissus latent virus</i> **	スイセン潜在ウイルス
	<i>Coleosporium plectranthi</i>			<i>Narcissus mosaic virus</i> **	スイセンモザイクウイルス
	<i>Coleosporium plumeriae</i>			<i>Narcissus yellow stripe virus</i> **	スイセン黄色条斑ウイルス
	<i>Colletotrichum crassipes</i>			<i>Plantago asiatica mosaic virus</i> **	オオバコモザイクウイルス
	<i>Colletotrichum musae</i>			<i>Tulip mosaic virus</i> **	チューリップモザイクウイルス

※：栽培の用に供する植物に付着するものを除く。

表-3 施行規則別表1の2 栽培地検査

No.	対象検疫有害動植物	検疫対象の植物部位	改正内容
1	<i>Aleurocanthus woglumi</i> (ミカンクロトゲコナジラミ)	[栽培用植物 (種子, 果実および地下部を除く。)]	新規追加
2	<i>Tuta absoluta</i> (トマトキバガ)	[生茎葉], [生果実]	新規追加
3	<i>Meloidogyne chitwoodii</i> (コロンビアネコブセンチュウ)	[栽培用に供し得る地下部]	地域・植物の見直し
4	<i>Heterodera schachtii</i> (テンサイシストセンチュウ)	[栽培用に供し得る地下部]	地域の見直し
5	<i>Meloidogyne fallax</i> (ニセコロンビアネコブセンチュウ)	[栽培用に供し得る地下部]	植物の見直し
6	<i>Nacobbus aberrans</i> (ニセネコブセンチュウ)	[栽培用に供し得る地下部]	地域・植物の見直し
7	<i>Radopholus similis</i> (バナナネモグリセンチュウ)	[栽培用に供し得る地下部]	植物の見直し
8	<i>Meloidogyne enterolobii</i>	[栽培用に供し得る地下部]	新規追加
9	<i>Xiphinema index</i> (ブドウオオハリセンチュウ)	[栽培用に供し得る地下部]	新規追加
10	<i>Fusarium oxysporum</i> f. sp. <i>pisi</i> (エンドウ萎ちよう病菌)	[栽培用種子]	地域の見直し
11	<i>Phytophthora kernoviae</i>	[栽培用植物 (種子および果実を除く。)]	該当なし
12	<i>Phytophthora ramorum</i>	[栽培用植物 (種子および果実を除く。)]	植物の見直し
13	<i>Apiosporina morbosa</i>	[栽培用植物 (種子および果実を除く。)]	新規追加
14	<i>Ceratocystis fagacearum</i> (ナラ類しおれ病菌)	[栽培用植物 (種子および果実を除く。)]	新規追加
15	<i>Deuterophoma tracheiphila</i>	[栽培用植物 (種子および果実を除く。)]	新規追加
16	<i>Eutypa lata</i>	[栽培用植物 (種子および果実を除く。)]	新規追加
17	<i>Guignardia citricarpa</i>	[栽培用植物 (種子および果実を除く。)]	新規追加
18	<i>Sphaeropsis tumefaciens</i>	[栽培用植物 (種子および果実を除く。)]	新規追加
19	<i>Curtobacterium flaccumfaciens</i> pv. <i>flaccumfaciens</i> (インゲンマメ萎ちよう細菌病菌)	[栽培用種子]	地域・植物の見直し
-	<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)	[栽培用種子]	削除 (施行規則別表2-2に追加)
20	<i>Pantoea stewartii</i> (トウモロコシ萎ちよう細菌病菌)	[栽培用種子]	地域の見直し
21	<i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>nebraskensis</i> (トウモロコシ葉枯細菌病菌)	[栽培用種子]	地域の見直し
22	<i>Broad bean stain virus</i> (ソラマメステインウイルス)	[栽培用種子]	地域の見直し
23	<i>Broad bean true mosaic virus</i> (ソラマメトウルーモザイクウイルス)	[栽培用種子]	地域の見直し
24	<i>Plum pox virus</i> (ウメ輪紋ウイルス)	[栽培用に供し得る生植物 (種子および果実を除く。)]	地域の見直し
-	<i>Potato spindle tuber viroid</i> (ジャガイモやせいもウイロイド)	[栽培用に供し得る生植物 (種子および果実を除く。)]	削除
-	<i>Pepino mosaic virus</i>	[栽培用に供し得る生植物 (種子および果実を除く。)]	削除
-	<i>Columnnea latent viroid</i>	[栽培用に供し得る生植物 (種子および果実を除く。)]	削除
-	<i>Mexican papita viroid</i>	[栽培用に供し得る生植物 (種子および果実を除く。)]	削除
-	<i>Pepper chat fruit viroid</i>	[栽培用に供し得る生植物 (種子および果実を除く。)]	削除 (施行規則別表2-2に追加)
-	<i>Tomato apical stunt viroid</i>	[栽培用に供し得る生植物 (種子および果実を除く。)]	削除
-	<i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i>	[栽培用に供し得る生植物 (種子および果実を除く。)]	削除
-	<i>Tomato planta macho viroid</i>	[栽培用に供し得る生植物 (種子および果実を除く。)]	削除 (施行規則別表2-2に追加)

## II 輸出国栽培地検査の対象の見直し (規則別表1の2)

検疫有害動植物の侵入を防止する措置の一つに水際での輸入検査があるが、検疫有害動植物の中には輸入時の検査よりも輸出国での栽培地における検査を実施するほうが日本への侵入リスクを低減する措置として効果的なものがある。このため、それら検疫有害動植物の寄主植物が特定の地域から輸入される場合には、栽培地検査（対象植物の栽培地において輸出国の政府機関により行われる検査をいう。以下同じ。）を実施して、検査対象の検疫有害動植物が付着していないことを確認したことを検査証明書に記載し、その検査証明書を添付することを要求している。

今次改正では、ミカンクロトゲコナジラミおよびトマトキバガの節足動物2種、ブドウオオハリセンチュウ等の線虫2種、ナラ類しおれ病菌等の真菌6種を新たに栽培地検査の対象として追加した（表-3参照）。

一方、従前から栽培地検査の対象となっていた *Potato*

*spindle tuber viroid*, *Pepino mosaic virus* 等のウイルス・ウイロイド6種については、遺伝子診断等を利用した精密検定のみを対象とするとして、栽培地検査の対象から除外することとした。

また、10種の検疫有害動植物については発生地域を、6種の検疫有害動植物については寄主（宿主）植物の見直しを行った。

## III 輸入禁止対象の検疫有害動植物に係る見直し (規則別表2)

輸入時の検査では発見が極めて困難であるなど特にリスクの高い検疫有害動植物の寄主植物については、特定の地域から輸入される場合は原則として輸入を禁止している。この措置の対象病害虫として既に規定している17種の検疫有害動植物のうち、海外で公表される情報を精査し技術的根拠が得られた9種については発生地域を、4種については寄主（宿主）植物の見直しを行った（表-4参照）。

表-4 施行規則別表2 輸入禁止

No.	対象検疫有害動植物	検疫対象の植物部位	改正内容
1	<i>Ceratitis capitata</i> (チチュウカイミバエ)	[生果実]	地域・植物の見直し
2	<i>Bactrocera dorsalis</i> species complex (ミカンコミバエ種群)	[生果実]	植物の見直し
3	<i>Bactrocera tryoni</i> (ケインスランドミバエ)	[生果実]	該当なし
4	<i>Bactrocera cucurbitae</i> (ウリミバエ)	[生果実]	該当なし
5	<i>Cydia pomonella</i> (コドリンガ)	[生果実]	該当なし
6	<i>Cylas formicarius</i> (アリモドクゾウムシ)	[生茎葉], [地下部]	地域・植物の見直し
7	<i>Euscepes postfasciatus</i> (イモゾウムシ)	[生茎葉], [地下部]	地域の見直し
8	<i>Synchytrium endobioticum</i> (ジャガイモがんしゅ病菌)	[生茎葉], [地下部]	該当なし
9	<i>Leptinotarsa decemlineata</i> (コロラドハムシ)	[生茎葉]	地域の見直し
10	<i>Globodera rostochiensis</i> (ジャガイモシストセンチュウ)	[地下部]	地域の見直し
11	<i>Globodera pallida</i> (ジャガイモシロシストセンチュウ)	[地下部]	地域の見直し
12	<i>Peronospora tabacina</i> (タバコベと病菌)	[生茎葉], [生果実]	該当なし
13	<i>Radopholus citrophilus</i> (カンキツネモグリセンチュウ)	[地下部]	該当なし
14	<i>Mayetiola destructor</i> (ヘシアンバエ)	[茎葉]	地域の見直し
15	<i>Ditylenchus angustus</i> (イネクキセンチュウ)		
15	<i>Balansia oryzae-sativae</i> (イネミイラ穂病菌)		
15	<i>Xanthomonas oryzae</i> pv. <i>oryzicola</i> (イネ条斑細菌病菌)		
15	その他の日本に発生しないイネなどの各種検疫有害動植物	[イネ, イネワラ, モミ, モミガラ]	該当なし
16	<i>Erwinia amylovora</i> (火傷病菌)	[生植物 (生果実, 花および花粉を含む)]	地域・植物の見直し
17	<i>Candidatus Liberibacter africanus</i> (カンキツグリーンング病菌アフリカ型)		
17	<i>Candidatus Liberibacter americanus</i> (カンキツグリーンング病菌アメリカ型)	[生植物 (種子および果実を除く)]	地域の見直し
17	<i>Candidatus Liberibacter asiaticus</i> (カンキツグリーンング病菌アジア型)		

表-5 施行規則別表2の2 一定の基準を満たす場合を除き輸入禁止となる植物の対象検疫有害動植物とその基準

No.	対象検疫有害動植物	検疫対象の植物部位	除外基準	改正内容
1	<i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナミアメリカミバエ)	[生果実]	植物防疫課長が認定した作業計画に基づく次のいずれかの措置 ・無発生地域で生産すること ・殺虫処理を行うこと	新規追加
2	<i>Anastrepha grandis</i>	[生果実]		新規追加
3	<i>Anastrepha ludens</i> (メキシコミバエ)	[生果実]		新規追加
4	<i>Anastrepha obliqua</i> (ニシインドミバエ)	[生果実]		新規追加
5	<i>Anastrepha suspensa</i> (カリブミバエ)	[生果実]		新規追加
6	<i>Bactericera cockerelli</i>	[生茎葉], [生果実]	栽培地の防除 + 輸出前の検査 + PC 追記	新規追加
7	<i>Bactericera nigricornis</i>	[生茎葉], [生果実]		新規追加
8	<i>Bactericera trigonica</i>	[生茎葉]		新規追加
9	<i>Circulifer tenellus</i> (テンサイヨコバイ)	[生茎葉]		新規追加
10	<i>Diabrotica undecimpunctata</i> (ジュウイチホシウリハムシ)	[栽培用植物 (種子および果実を除く。)]		新規追加
11	<i>Naupactus leucoloma</i> (シロヘリクチプトゾウムシ)	[栽培用植物 (種子および果実を除く。)]		新規追加
12	<i>Otiorhynchus ovatus</i> (イチゴクチプトゾウムシ)	[栽培用植物 (種子および果実を除く。)]		新規追加
13	<i>Scolytus multistriatus</i> (セスジキクイムシ)	[木材]	輸出検査 + PC 追記	新規追加
14	<i>Scolytus scolytus</i> (ヨーロッパニレノキクイムシ)	[木材]		新規追加
15	<i>Trioza apicalis</i>	[生茎葉]	栽培地の防除 + 輸出前の検査 + PC 追記	新規追加
16	<i>Phytophthora kernoviae</i>	[培養資材]	熱処理 + PC 追記	該当なし
17	<i>Phytophthora ramorum</i>	[培養資材]		地域の見直し
18	<i>Ophiostoma novo-ulmi</i> subsp. <i>novo-ulmi</i>	[生植物 (種子および果実を除く。)], [木材]	輸出検査 + PC 追記	新規追加
19	<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)	[栽培用種子]	親植物の栽培地検査, 種子の栽培検定, または種子の遺伝学的検定 + PC 追記	新規追加*
20	<i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i>	[栽培用植物 (種子および果実を除く。)]	遺伝学的検定 + PC 追記	新規追加
21	<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3	[栽培用植物 (種子および果実を除く。花粉を含む。)]	[栽培用花粉] 無発生生産園地 + 遺伝子診断 + PC 追記 [栽培用苗] 無発生地域	新規追加
22	<i>Spiroplasma citri</i>	[栽培用植物 (種子および果実を除く。)]	血清学的または遺伝学的検定 + PC 追記	新規追加
23	<i>Xylella fastidiosa</i>	[栽培用植物 (種子および果実を除く。)]		新規追加
24	<i>Potato spindle tuber viroid</i> (ジャガイモやせいもウイロイド)	[栽培用種子], [栽培の用に供し得る生植物 (種子および果実を除く。)]	遺伝学的検定 + PC 追記	地域・植物の見直し
25	<i>Pepino mosaic virus</i>	[栽培用種子], [栽培の用に供し得る生植物 (種子および果実を除く。)]		地域・植物の見直し
26	<i>Columnnea latent viroid</i>	[栽培用種子], [栽培の用に供し得る生植物 (種子および果実を除く。)]		地域・植物の見直し
27	<i>Mexican papita viroid</i>	[栽培用に供し得る生植物 (種子および果実を除く。)]		植物の見直し
28	<i>Tomato apical stunt viroid</i>	[栽培用種子], [栽培の用に供し得る生植物 (種子および果実を除く。)]		地域・植物の見直し
29	<i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i>	[栽培用種子], [栽培の用に供し得る生植物 (種子および果実を除く。)]		地域の見直し
30	<i>Pepper chat fruit viroid</i>	[栽培用種子], [栽培の用に供し得る生植物 (種子および果実を除く。)]		新規追加
31	<i>Tomato planta macho viroid</i>	[栽培用に供し得る生植物 (種子および果実を除く。)]		新規追加

※：施行規則別表1の2から別表2の2に移行。

#### IV 輸入禁止の除外基準の追加（規則別表2の2）

輸入禁止の対象となる検疫有害動植物のうち、一定の基準を満たせば、その検疫有害動植物が発生する地域から寄主（宿主）植物を輸入することが可能となっている（以下「除外基準」という。）。現在、施行規則別表2の2において8種の病害虫の除外基準が規定されているが、今次改正により新たに23種の検疫有害動植物を輸入禁止の対象から除外する基準を追加することとなった（表-5参照）。このほか、4種の検疫有害動植物の発生地域、7種の検疫有害動植物の寄主植物の見直しを行った。

主な除外基準は以下の通りである。

##### 1 *Anastrepha* 属ミバエ5種

輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、無発生地域の設定または輸出国でのミバエ殺虫処理が行われ、かつ、措置対象ミバエに侵されていないことが植物検疫証明書により証明されることを要求することとなった。また、8種の有害動物については、検査精度を高めるため、検査要点（加害部位、症状）に注視した輸出前の検査を実施することを要求する。

##### 2 *Candidatus Liberibacter solanacearum* 等の細菌4種

核酸の塩基配列を検出できる適切な方法として、国際的に広く実施されている遺伝子学的診断等の検定方法を使用して検査することを要求する。特に、*Acidovorax avenae* subsp. *citrulli* は、従前から輸出国での採種用親植物の栽培地検査の対象となっていたが、施行規則別表2の2へ移行し、採種用親植物の指定検査または種子の遺伝子検定等の措置を要求する。

##### 3 *Pepper chat fruit viroid*, *Tomato planta macho viroid* のウイロイド2種

現行、輸出国での栽培地検査の対象としているが、病原体が植物体内に低濃度でも存在していれば検出が可能であることが明らかとなったことから、遺伝子診断を要求する。

##### 4 *Pseudomonas syringae* pv. *actinidiae* biovar 3

これについては、当該細菌の移動規制や封じ込めが行われ、発生していない状態が維持されている地域として輸出国が指定する地域において対象植物が生産され、かつ、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査を実施することを要求する。

#### おわりに

農林水産省では、国際的な取り決めに整合させつつ、病害虫リスクに応じたよりの確で実効性の高い植物検疫制度を構築することを目的に前述の通り技術的検討を進めている。農作物に被害を及ぼすおそれのある病害虫は無数に存在し、それら病害虫の生態等の情報は常に更新されるため、常に幅広く情報を収集し、病害虫リスクを低減するための措置を検討することが必要となっている。

このため、より正確な情報を迅速に把握し、それら情報に基づいたPRAを実施して、適切な検疫措置を講じることが重要であり、植物検疫関係機関のみならず、都道府県の植物防疫関係者、大学、研究機関等と情報を共有しながら、病害虫リスクへの適切な対応を検討し、生産者等の利害関係者へは技術的検討結果をていねいに説明するなどのコミュニケーションをとりながら手続きを進めていくことが必要と考える。